

議案第17号

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新小岩地域活動センターを設置するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地域コミュニティ施設条例の一部を改正する条例

葛飾区地域コミュニティ施設条例（平成19年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前8時」を「午前7時」に改める。

第5条第1項中「地域コミュニティ施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加える。

第8条第2項中「地域コミュニティ施設地区センター区民ロビー」の次に「及び地域コミュニティ施設地域活動センターレク・イベントスペース」を加える。

第18条を第19条とする。

第17条本文中「使用者は、施設等」を「地域コミュニティ施設」に、「とき」を「者」に、「区長が相当と認める額」を「その損害に相当する額」に改め、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター駐車場を使用することができる。

- (1) 葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センターを利用する者
- (2) 葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号）第2条第2項の表に規定する子ども発達センター新小岩分室を利用する者
- (3) 葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）別表に規定する

葛飾区上平井保育園を利用する者

(4) 葛飾区子ども未来プラザ条例（令和元年葛飾区条例第31号）別表第1に規定する葛飾区子ども未来プラザ西新小岩を利用する者

(5) 葛飾区保健センター条例（平成10年葛飾区条例第54号）別表に規定する葛飾区新小岩保健センターを利用する者

2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 駐車場の使用に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、別表第4に定める額とする。

4 駐車場を使用した者は、自動車を退車させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。ただし、区長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより前納とすることができる。

5 区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場使用料を免除することができる。

6 既に納付された駐車場使用料は、還付しない。

別表第1の4の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩学び交流館の項を削り、同表に次のように加える。

5 葛飾区地域コミュニティ施設地域活動センター

名称	施設	位置
葛飾区地域コミュニティ施設 新小岩地域活動センター	多目的ホール	東京都葛飾区西新小岩四丁目33番2号
	レク・イベントスペース	
	活動室1	
	活動室2	
	活動室3	
	活動室4	
	活動室5	
	活動室6	

調理室
和室
スタジオ
視聴覚室
音楽室
駐車場

別表第2の4の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩学び交流館の項を削り、同表に次のように加える。

5 葛飾区地域コミュニティ施設地域活動センター

(1) 活動室等

使用区分		1時間につき	全日
名称			
葛飾区地域コミュニティ施設 新小岩地域活動センター	活動室1	100円	1,000円
	活動室2（全面）	200円	2,000円
	活動室2（半面）	100円	1,000円
	活動室3（全面）	200円	2,000円
	活動室3（半面）	100円	1,000円
	活動室4	100円	1,000円
	活動室5	100円	1,000円
	活動室6	200円	2,000円
	調理室	200円	2,000円
	和室	100円	1,000円
	スタジオ	400円	3,800円
	視聴覚室	100円	1,000円
	音楽室	200円	2,000円

備考 この表の規定にかかわらず、当日、使用申請があった場合は、記載の金額の半額とする。

(2) 多目的ホール

使用区分		1時間につき	全日	
名称				
多目的ホール（全面）	スポーツ目的以外 で使用する 場合	平日	1,300円	12,500円
		土曜日	1,600円	
		日曜日		
		休日		
多目的ホール（全面）	スポーツ目的で 使用する 場合		800円	7,600円
多目的ホール（半面）	スポーツ目的で 使用する 場合		400円	3,800円

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。
- 2 この表の規定にかかわらず、当日、使用申請があった場合は、記載の金額の半額とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、多目的ホール（全面）をスポーツ目的以外で使用する場合の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料は、この表に定める額（前項の規定により徴収する額があるときは当該額）に1.5を乗じて得た額とする。

(3) 付帯設備

使用区分		1時間につき	全日
名称			
付帯設備		1件当たり1,500円の範囲 内において規則で定める額	1件当たり18,000円の範囲 内において規則で定める額

別表第3の4の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩学び交流館の項を削り、同表に次のように加える。

5 葛飾区地域コミュニティ施設地域活動センター

(1) 活動室等

使用区分		1時間につき	全日
名称			
葛飾区地域コミュニティ施設 新小岩地域活動センター	活動室 1	300円	3,000円
	活動室 2 (全面)	600円	6,000円
	活動室 2 (半面)	300円	3,000円
	活動室 3 (全面)	600円	6,000円
	活動室 3 (半面)	300円	3,000円
	活動室 4	300円	3,000円
	活動室 5	300円	3,000円
	活動室 6	600円	6,000円
	調理室	600円	6,000円
	和室	300円	3,000円
	スタジオ	1,200円	11,400円
	視聴覚室	300円	3,000円
	音楽室	600円	6,000円

備考 この表の規定にかかわらず、当日、使用申請があった場合は、記載の金額の半額とする。

(2) 多目的ホール

使用区分			1時間につき	全日
名称				
多目的ホール (全面)	スポーツ目的以外 で使用する場合	平日	3,900円	37,500円
		土曜日	4,800円	46,200円
		日曜日		
		休日		
多目的ホール (全面)	スポーツ目的で使用する場合		2,400円	22,800円
多目的ホール (半面)	スポーツ目的で使用する場合		1,200円	11,400円

備考

- 1 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。
- 2 この表の規定にかかわらず、当日、使用申請があった場合は、記載の金額の半額とする。
- 3 この表の規定にかかわらず、多目的ホール（全面）をスポーツ目的以外で使用する場合の使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料は、この表に定める額（前項の規定により徴収する額があるときは当該額）に1.5を乗じて得た額とする。

(3) 付帯設備

使用区分 名称	1時間につき	全日
付帯設備	1件当たり1,500円の範囲内において規則で定める額	1件当たり18,000円の範囲内において規則で定める額

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第17条関係）

使用区分 名称	駐車時間30分まで	30分を超える駐車時間30分までごとに
葛飾区地域コミュニティ施設新小岩地域活動センター 駐車場	無料	100円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年7月19日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の4の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩学び交流館の項を削る改正規定、別表第2の4の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩学び交流館の項を削る改正規定及び別表第3の4の部葛飾区地域コミュニティ施設新小岩学び交流館の項を削る改正規定 令和4年8月1日

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 改正後の葛飾区地域コミュニティ施設条例の規定による使用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。